

**令和8年度新潟県立精神医療センター
廃棄物（可燃物・不燃物）処理業務委託契約書（案）**

排出事業者 新潟県立精神医療センター（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）は、甲から排出される廃棄物（可燃物及び不燃物）
の収集運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

（趣 旨）

第1条 甲は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第2項及び第2条第4項に規定する廃棄物の収集運搬及び処分業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（仕様書）

第2条 乙は、前条に規定する業務を別に定める仕様書により実施するものとする。

（乙の事業範囲等）

第3条 乙の事業範囲等は次の各号に掲げるとおりとし、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：新潟県

許可の有効期間：令和 年 月 日

事業範囲：許可証参照

許可条件：

許可番号：

[一般]

廃棄物の種類：許可証参照

許可の有効期間：令和 年 月 日

許可区域：許可証参照

許可条件：許可証参照

許可番号：許可証参照

(2) 処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：新潟県

許可の有効期間：令和 年 月 日

事業範囲：許可証参照

許可条件：

許可番号：

[一般]

廃棄物の種類：許可証参照

許可の有効期間：令和 年 月 日

許可区域：許可証参照

許可条件：許可証参照

許可番号：許可証参照

(3) 委託する産業廃棄物の種類、数量

甲が、乙に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、見込数量は別紙仕様書のとおりとする。

(4) 委託する産業廃棄物の処分の場所、方法及び処理能力

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：

所在地：

処分の方法：許可書参照

施設の処理能力：許可書参照

(5) 産業廃棄物の最終処分の場所、方法及び処理能力

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を別紙1のとおりとする。

(6) 積替保管

乙は甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

(7) 再委託

乙は、甲から委託された業務を他人に再委託してはならない。ただし、契約期間中に、業務を他人に委託する必要がある場合は、乙は書面による甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従い業務を再委託することができる。この場合において、乙は甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

(8) マニフェスト

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し交付する。

(義務と責任)

第4条 甲の義務及び責任は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供するほか、適宜又は乙の要求に応じ収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を乙に提供する。

○産業廃棄物の発生工程

○産業廃棄物の性状及び荷姿

○腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

○混合等より生ずる支障

○その他注意事項

ア 形状、主成分、混合成分

イ 特性

- ・ 有害物質、危険物、毒物、劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分
- ・ 引火性、自己反応性、混合反応性、禁水性、発火性、爆発性、ガス発生・有害、ガス発生・可燃性、材料腐食性、有害性、腐食、刺激性、悪臭等

(2) 甲は、委託する産業廃棄物の収集運搬及び処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を乙に通知せずに、乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、乙は委託物の引取りを拒否することができる。この場合において、甲は委託手数料の支払義務を免がれず、他に損害が生じたときは、その賠償の責に任ずるものとする。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。

(4) 乙及びその業務員がその職務遂行中に被った傷害については、甲は一切その責任を負わないものとする。

2 乙の義務及び責任は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

(2) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、マニフェストB2票、処分については、マニフェストD票で代えることができる。

(3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することが

できる。この場合には、乙は、甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(4) 乙は、廃棄物の収集が終わった後、環境衛生上不快感のないよう処理するものとする。

(5) 乙は、業務の遂行にあたり、乙の善良な管理責任による以外の理由により甲及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

(委託料等の支払い)

第5条 甲は、委託料として年額金 円(うち消費税額 円)を乙に支払う。

2 甲が委託する可燃物及び不燃物の収集運搬及び処分業務についての消費税及び地方消費税相当額は甲が負担する。

3 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、新潟県病院局財務規程に定めるところにより、毎月、前月分の委託料の請求書を別に定める区分に従い甲に提出し、甲は適正な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払う。

(秘密保持)

第6条 乙は、この契約に関連して、業務上知り得た甲の秘密及び第三者の秘密を洩らしてはならない。特に個人情報の取扱いについて別記に定めるものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約の各条項のいずれかに違反したとき

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき

(3) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき

この場合において乙は、解除予定日の1月前までに申し出なければならない。

(4) 甲の委託方針が変更されたとき

(5) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

(7) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき

(8) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき

(9) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき

(10) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から第6号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(11) 乙が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)

に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。また、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処理の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(2) 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(3) 前号の場合において、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処理を行わせるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(委託期間)

第8条 この契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意を持って協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

新潟県長岡市寿2丁目4番1号
甲 新潟県立精神医療センター
院長 細木俊宏 印

乙

令和8年度廃棄物(可燃物・不燃物)処理業務委託料支払区分

区分	業務料(円)	消費税(円)	委託料(円)	備考
令和8年4月				
令和8年5月				
令和8年6月				
令和8年7月				
令和8年8月				
令和8年9月				
令和8年10月				
令和8年11月				
令和8年12月				
令和9年1月				
令和9年2月				
令和9年3月				
計				

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙はこの契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。